

法制史学会第 71 回総会のご案内

法制史学会第 71 回総会を以下の要領で開催致します。ふるってご参加頂きますよう、ご案内申し上げます。

総会へのご参加に当たりましては、同封の振込用紙に必要事項をご記入のうえ、**5月17日(金)**までに振込手続をお済ませ下さい。お振込みの確認には日数を要しますので、総会準備の都合上、期限を厳守下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、非会員の方も、当日会場にて参加費をお支払い頂ければ、シンポジウム及び自由報告を傍聴して頂けます（総会審議除く）。ご関心をお持ちの方々のご来場を心より歓迎申し上げます。

[附記：郵便振替口座の名義について] 昨今のテロ対策の影響もあり、郵便局との再三の交渉にも関わらず、例年通りの「法制史学会総会準備委員会」名義での口座開設ができませんでした。そこで、やむなく「辻村亮彦」名義の口座を開設して対応させて頂くこととなりました。この郵便振替口座は私的口座とは区別された本総会の会計処理のみに用いられる口座であり、また総会終了後は速やかに決算処理のうえ会計検査を受け、その内容を代表理事に報告致します。誠に恐縮ではございますが、この点について何卒ご理解頂けますようお願いいたします。

(1) 研究報告

第 1 日 2019 年 6 月 8 日 (土) 午前 10 時開始 (午前 9 時 30 分より受付)

第 2 日 2019 年 6 月 9 日 (日) 午前 9 時 30 分開始

会場 神戸学院大学ポートアイランドキャンパス B 号館 B203 講義室

参加費：1500 円

(2) 懇親会

2019 年 6 月 8 日 (土) 午後 6 時開始

神戸学院大学ポートアイランドキャンパス B 号館 1 階 レストラン・ジョリポー

参加費：5000 円 (学会年会費の減額を受けている若手会員は半額)

(3) 見学会

見学会は実施いたしません。

(4) 昼食

構内に食堂は少なく、日曜日は閉店いたします。またキャンパス最寄りの飲食店はポートライナー「みなとじま」駅 (徒歩 5 分以上) 近辺に若干数の店舗しかありません。両日ともに弁当 (1 食 1000 円) のご利用をおすすめいたします。事前にご予約ください

た分のみのご用意となりますので、ご利用の方は同封の振込用紙にてお申込みください。

(5) 宿泊

準備委員会では宿泊のお世話はいたしておりません。

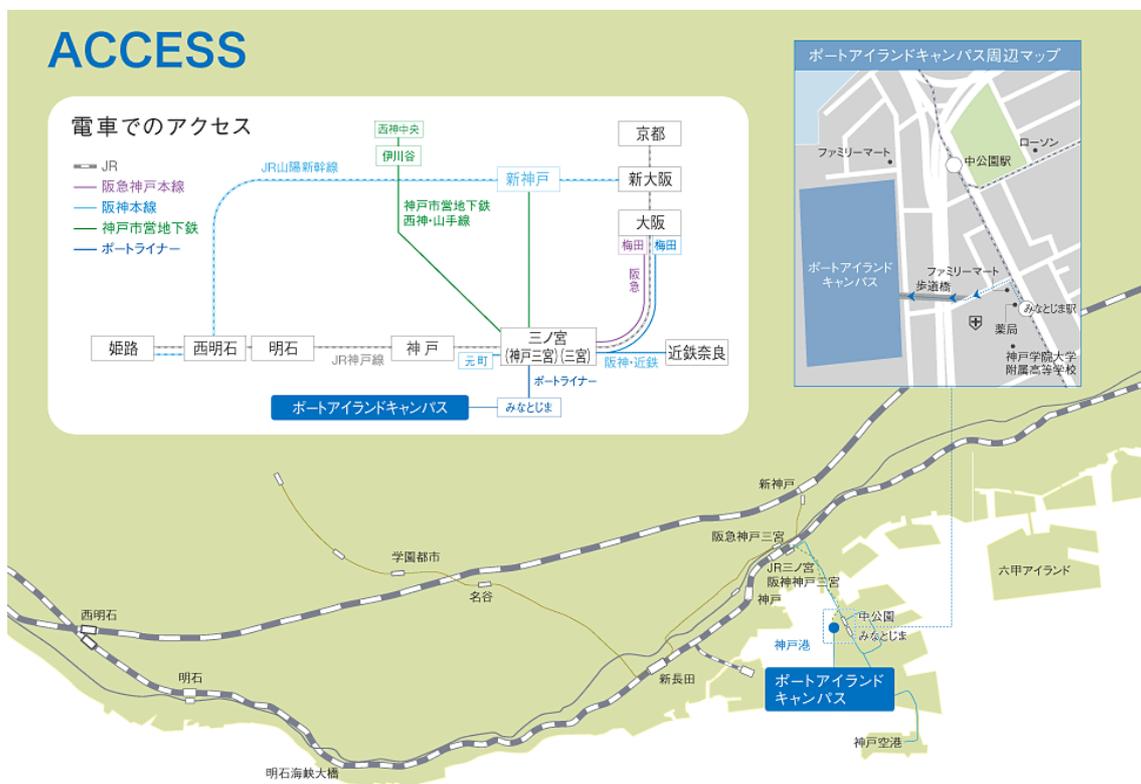
(6) 一時保育サービス

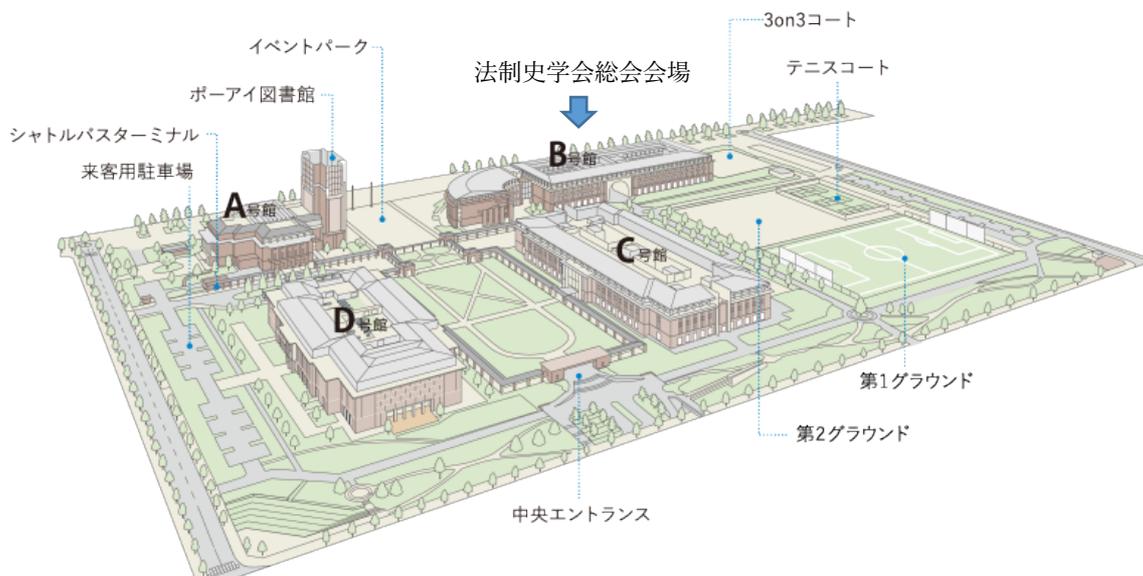
一時保育サービスをご利用いただけます。詳しくは末尾の「一時保育実施要領」をご覧ください。(HPには掲載していません)

(7) 連絡先

〒650-8586 兵庫県神戸市中央区港島1-1-3 神戸学院大学法学部内
法制史学会第71回総会準備委員会(辻村亮彦)

会場へのアクセス





【ポートライナー】

神戸新交通ポートライナー「みなとじま駅」下車、西へ徒歩約6分。

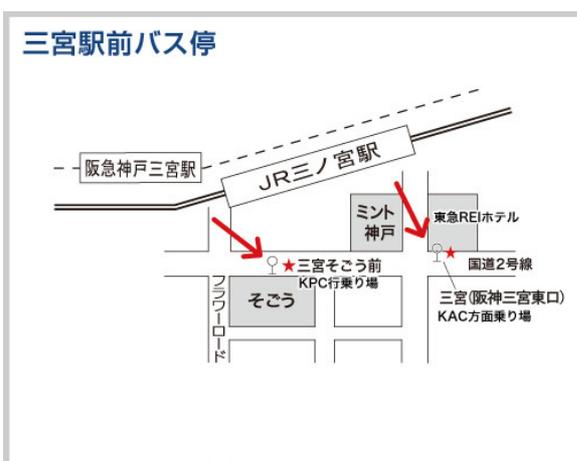
※ 神戸空港からのアクセスはポートライナーのみとなります。

【直通バス】

・「三宮駅（そごう前・キャンパス線）」から「ポーアイキャンパス行」バスで約14分

・「神戸駅南口」から「ポーアイキャンパス行」バスで約15分

※ 休日のため本数が限られておりますのでご注意ください。



三宮→ポーアイ 土曜・日曜・祝日ダイヤ	
7	
8	00、20、30、40、50
9	00、05、15、30、45
10	00、15、30、45、53
11	00、15、30、45

総会プログラム

第1日 6月8日(土)

9:30 受付開始

10:00~11:00 「近世ドイツにおける魔女裁判手続とその理論：組織犯罪としての魔女術罪」

前田星（北海道大学）

11:00~12:00 「拳重明軽・拳軽明重と比附」

川村康（関西学院大学）

12:00~13:00 昼休み

13:00~17:45 [ミニシンポジウム]

「日本における法史研究の歴史」

田口正樹（北海道大学）、神野潔（東京理科大学）
赤城美恵子（帝京大学）、藤野奈津子（千葉商科大学）
松沢裕作（慶應義塾大学）、大中有信（同志社大学）

18:00~20:00 懇親会（レストラン・ジョリポー）

第2日 6月9日(日)

9:30~12:30 [ミニシンポジウム]

「日本法史／法制史テキストの可能性——初学者への問いかけと隣接領域への広がり」

高谷知佳（京都大学）、出口雄一（桐蔭横浜大学）
新田一郎（東京大学）、大屋雄裕、（慶應義塾大学）、内田貴（東京大学）

12:30~13:30 昼休み

13:30~15:00 総会

15:00~16:00 「占領期沖縄における「前科」と「赦免」

中網栄美子（秀明大学）

16:00~17:00 「倭女王および遣魏使の中国風姓」

上野利三（三重中京大学）

報告要旨

近世ドイツにおける魔女裁判手続とその理論：組織犯罪としての魔女術罪

前田 星 (北海道大学)

本報告は、近世ヨーロッパの魔女裁判手続において、魔女術罪の組織犯罪性がどのような意味を持ったのかを明らかにする事を目的としている。

魔女迫害はヨーロッパ史上の汚点の一つとされる。とりわけ近世を中心として、魔女迫害は裁判の形を取りながらヨーロッパを席捲した。その特徴の一つは、一人の「魔女」の逮捕・処刑から次々と他の「魔女」たちが逮捕・処刑されるという、裁判の連鎖性にある。この裁判の連鎖性は研究者の注目を集め、魔女迫害という現象の中心的な問題の一つとして捉えられている。そのため、裁判の連鎖を生じさせるメカニズムについても研究が行われてきた。「魔女のセクトの想定なくして更なるメンバーについて追求することは全くなく、拷問なくして供述はなく、供述なくして大量迫害はない。いずれにせよ、それが法則であった」というのは教会史家 W. トゥルーゼンの言葉であるが、ここに示されているようにまず「魔女」は集団であると考えられ、それを前提として拷問が行われ、供述で仲間の名前を挙げさせられ、それにより大量裁判に至ったとされる。このように魔女が集団であるということも、それにより次々と仲間があぶり出されるということも、従来の研究ですでに言及されていることではあるが、しかし具体的に手続のどのような場面において影響を与え、またそれをめぐって近世においてどのような議論があったのかということは、必ずしも詳細に検討されてこなかった。

これについて本報告では、ヴェストファーレン公領で魔女裁判を遂行していた実務家ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの魔女裁判マニュアル『詳細なる手引き』(1634年)を手掛かりとし、悪魔学者や刑事法学者たちの主張を参照しながら、「魔女は集団である」ということの持つ意味について検討を進める。例えば、魔女術罪の組織犯罪性は、被告人に対する尋問の目的や主眼がどこに設定されているかということに大きな影響を与えている。また、ある「魔女」の供述から他の「魔女」へと訴訟を拡大していくというプロセスについては、近世の刑事法学的にも様々な問題を含んでおり、例えば自白の撤回や「魔女」の証人適格性をめぐって、つまりは共犯者である「魔女」の供述の信頼性をめぐって、近世の時点で激しい批判と議論がなされていた。本報告では、組織犯罪性という観点から、近世の魔女裁判手続についてどのような議論が展開されていたのかを確認する。

挙重明軽・挙軽明重と比附

川村 康（関西学院大学）

前近代中国の律において、罰条のない行為の処断法を定める断罪無正条条は、唐律では挙重明軽・挙軽明重を規定するのに対して、明律では比附を規定している。比附がいわゆる罪刑法定主義の存否との関係において注視されてきた一方で、挙重明軽・挙軽明重は唐律における位置づけにもかかわらず軽視されてきた。このような動向は、両者を漫然と同視する姿勢がなお有力であることにも反映されている。

挙重明軽・挙軽明重と比附との関係については、両者を同視するものだけではなく、両者を一応は区別するが比附が挙重明軽・挙軽明重を包摂するとするもの、両者を明確に区別すべきとするものの三説が鼎立しているが、技法の相違に立ち入った分析が充分になされてきているとは言い難い。また、その目的については、比附が断罪無正条条から確認される欠缺補充だけではなく既存の法条による不合理な法律効果の修正をも視野に入れていることが明らかにされてきた一方で、挙重明軽・挙軽明重は断罪無正条条に沿う説明がなされているにとどまる。

このような研究の現状を踏まえて、本報告は、律疏における挙重明軽・挙軽明重および比附の事例を分析する。その結果として、技法においては、挙重明軽・挙軽明重が比附に包摂されうることが明確になり、そのことから断罪無正条条において両者が置き換わった理由が推認されるであろう。また、比附だけでなく、挙重明軽・挙軽明重によっても既存の法条による不合理な法律効果の修正がはかられたことも指摘されるであろう。

なお、本報告はあくまで基礎的作業であり、挙重明軽・挙軽明重ならびに比附といわれる罪刑法定主義との関係への論及をめざすものではない。

[主要参考文献]

- 滋賀秀三〔訳註〕「名例」『訳註日本律令五：唐律疏議訳註篇一』東京堂出版、1979
寺田浩明「裁判制度における「基礎付け」と「事例参照」：伝統中国法を手掛かりとして」『法学論叢』172巻4=5=6号、2013
中村茂夫「比附の機能」『清代刑法研究』東京大学出版会、1973
仁井田陸「宋代以後における刑法上の基本問題：法の類推解釈と遡及処罰」『中国法制史研究：刑法』補訂版、東京大学出版会、1980
陳新宇『帝制中国的法源与適用：以比附問題為中心的展開』上海人民出版社、2015
戴炎輝『唐律通論』国立編訳館・正中書局、1964
黄源盛「轻重相举条的法理及其運用」『漢唐法制与儒家伝統』元照出版有限公司、2009
周東平「“挙重以明軽、挙軽以明重”之法理補論：兼論隋律立法技術的重要性」『東方学報』京都87冊、2012

〔ミニシンポジウム〕

「日本における法史研究の歴史」：企画趣旨と内容要旨

田口 正樹（北海道大学）

近年、内外の学界で、学者の研究活動自体を研究対象とする歴史研究が活発に行われるようになった。学者の研究教育生活を取り巻く環境がかなり急速に変化していく中で、研究し教育するという学者の活動そのものを歴史現象として学問的観察の対象とし、そのようなセカンド・オーダーの観察を通じて現在と将来における学問の位置を再考しようという試みに、多くの関心が向けられるようになってきているのである。例えばドイツの学界では、そうした学問史 Wissenschaftsgeschichte の研究が最近に至るまで数多く公表されており、法史学の分野に関しても、ハインリヒ・ブルナー、フランツ・バイヤレ、ハインリヒ・ミッターイスといった 19 世紀から 20 世紀の重要な法史学者について、彼らの法史研究とその学問的・制度的・精神史的背景の詳しい検討が行われている。

2019 年は法制史学会創立 70 周年の年にあたるが、日本における法史研究についてもそれを突き放した歴史的研究の対象とし、わが国の法史学の軌跡と文脈を見直すことは、我々自身の学問の現在と将来を深く考える手がかりとなりうるものと思われる。そのような関心から、また上述のドイツにおける学問史研究の展開を意識しつつ、今回のミニ・シンポジウムでは、明治維新後の日本における近代的法史研究の草創期からおおよそ 1920 年ごろまでの期間について、学問史的考察が試みられる。より新しい時期についても研究されるべき課題は多いが、そのように検討を現在に近い時代に進めていくためにも、まずは近代的法史研究の出発時点に関する考察が必要と考えたのである。

シンポジウムでは、企画者が趣旨説明として、日本の法史学界の現況の確認、ドイツにおける学問史研究の紹介などを行った後、日本、東洋、西洋の各分野について、神野潔（東京理科大学）、赤城美恵子（帝京大学）、藤野奈津子（千葉商科大学）の 3 会員が報告する。各分野における従来の研究状況はかなり異なるが、それをふまえたうえで、特に重要と思われる何人かの学者（例えば穂積陳重、宮崎道三郎など）に注目しつつ、学問史的検討が行われる。検討にあたって一般的には、学者の経歴・教育活動、学者の研究業績・学問観・研究方法・使用資料、研究の背後にあった問題関心、同時代の学問状況との関係、同時代の政治・法・社会状況との関係、明治維新前の学問状況との関係、学問の装置（大学の講座・学会・出版...）といった事項に注意が払われる。

シンポジウムを法制史学会内部で閉じた内向きの回顧に終わらせることなく、より広い歴史的検討の文脈に置くことは、企画にあたっての重要な関心事であった。そのため、今回のミニ・シンポジウムには、松沢裕作（慶應義塾大学）、大中有信（同志社大学）の両氏を学会外からコメンテーターとしてお迎えした。それぞれ一般史学・史学史および実定法学の視点から、各報告についてコメントと議論をお願いする。

シンポジウムが幅広い議論と省察の機会となれば、企画者としては幸いである。

〔ミニシンポジウム〕

日本法史／法制史テキストの可能性——初学者への問いかけと隣接領域への広がり

高谷 知佳（京都大学）・出口 雄一（桐蔭横浜大学）

2018年3月、企画担当者がそれぞれ共編者として関与した2冊の日本法史／法制史テキストがほぼ時を同じくして刊行された（高谷知佳・小石川裕介編著『日本法史から何がみえるか——法と秩序の歴史を学ぶ』（有斐閣）、出口雄一・神野潔・十川陽一・山本英貴編著『概説 日本法制史』（弘文堂））。並行して進められたこの2冊の刊行計画は独立に準備されたものであり、その結果として、日本法史の「鳥瞰」を企図する前者と、日本法制史の「概説」を企図する後者の間には、いくつかの差異が看取されることとなった。

この差異の淵源となっているのは、両者が読者に伝えようとするメッセージの射程、及び、その方向性の違いであろう。例えば、前者は法を含む「規範」のあり方やその社会への広がりについて読者に「問いかけ」、日本法史への関心を喚起することに成功しているが、このことは、狭義の法制史研究者に限られない多彩な執筆陣によって担保されているという側面がある。一方、前近代については文学部出身者が多いことが近時の法制史学のあり方を示してもいるが、基本的に法制史研究者によって執筆されている後者においては、この「問いかけ」はコラムなどの形で禁欲的に展開され、その分、可読性に配慮がなされつつも、叙述の網羅性・体系性が比較的強く意識される結果となっている。

しかしこの2冊にはどちらも、既存のテキストに対して、前近代法史についての叙述の充実を図り、現代とは異なる過去の法の捉え方に関する問いを発しようとしていることと同時に、戦時や戦後などのごく近い過去を含む近現代法史の重要性をも強調するという共通点がある。その背景となっているのは、最新の法制史研究の水準を踏まえることで、法科大学院制度導入以降質的に変化した日本の法学教育において法制史学のプレゼンスを示すことに加え、隣接領域に、更には広く社会に向けて、学問のあり方と意義を発信しようとする若手研究者の意欲であると考えられることができよう。

本ミニシンポジウムにおいては、3人の評者にこの2つの日本法史／法制史テキストの評者を依頼した。まず、新田一郎会員（東京大学）には、日本の前近代法をテキストにおいて取り上げることの意義について、いわば法制史学の「内部」の観点からの検討をお願いしたい。次に、大屋雄裕氏（慶應義塾大学）には、現代日本社会においてこのようなテキストが持ち得る意義について、基礎法学という「内部」性と法哲学との差異という「外部」性の双方の観点から、ご意見を伺いたい。そして、内田貴氏（東京大学名誉教授）には、実定法学及び法教育において日本法史／法制史が果たし得る役割という観点からの見解を伺いたい。更に、ミニシンポジウムに参加される学会員からも、広く法制史学の将来におけるあり方についてのご意見を伺いたいと考えている。

占領期沖縄における「前科」と「赦免」

中 網 栄 美 子 (秀明大学)

本研究の総論的な目的は、占領下の沖縄（1945～1972年）における「法と裁判」について、米による軍政と琉球政府による民政（自治）の相克を踏まえ、その実態を明らかにものである。当時の沖縄は、「法」については、琉球列島米国民政府(USCAR)の発する法令、琉球政府・立法院が制定する法令、明治憲法下の旧法令などが並存する「法の雑居」状態であった。「裁判」については、琉球政府の司法機関たる琉球民裁判所と、USCAR 裁判所が並立し、USCAR の高等弁務官は琉球民裁判所の判決や決定につき、再審や停止、減刑、移送の権限を有していた。

このような「法の雑居」と「二つの裁判所」という特異な状況下で、沖縄の「法と裁判」はいかなる問題を抱え、そこから発展を遂げてきたのか。裁判で具体的に争われた事例から当時の実情を明らかにする研究は少ない。琉球民裁判所から USCAR 裁判所への移送が問題となった「サンマ事件」や「友利事件」、また治安裁判所の管轄問題が浮上した「池間事件」などが世に知られているにすぎない。もう一つ USCAR 裁判所について述べるならば、陪審裁判が占領下の沖縄で行われていたということ、それも刑事裁判のみならず民事裁判においても行われていたことが先行研究によって明らかにされているにとどまる。

本研究の調査は国内においては国立公文書館（琉球上訴裁判所「民事裁判原本」など）、沖縄県公文書館（琉球政府文書など）、法政大学沖縄文化研究所図書閲覧室（公刊の判例集など）、海外においては米国立公文書記録管理局（NARA）（USCAR 文書など）を中心に行った。特に注目したのは USCAR 文書（RG260）で、国立国会図書館と沖縄県公文書館が既にマイクロフィルム化し公開していることから、日本国内でもその存在が知られている。しかし USCAR 文書のうち本研究と特に関わりのある法務局文書が両館で公開されるようになったのは最近（2018年）のことである。また、日米で公開基準が異なることから、米国で閲覧できる資料（原資料）が日本ではマスキングされていて閲覧できないものが多くある。

本報告は、本研究の各論部分にあたり、日本では閲覧できない資料を多く含む「Clemency Board Action Case Files」に注目する。占領下の沖縄で罪を犯した人々が、罪の赦しを求めて高等弁務官に対し様々な嘆願を行う。資料的には大半が英文資料であるが、一部日本語による嘆願書のほか、それに付随する判決抄本、戸籍謄本、前科調書、履歴書、診断書などが含まれている。業務上横領、選挙違反、漁業法違反、不法入域、売春など罪名は様々であるが公刊の判決集にはまず掲載されていない。しかし当時の沖縄民の抱える問題が如実に現れている。そしてまた、嘆願の理由も婚姻であったり移民であったりと時代背景を映すものが多く興味深い。当時の人々の目線に近づいた報告を試みたい。

倭女王および遣魏使の中国風姓

上野利三（三重中京大学）

魏志倭人伝に載る倭の女王や遣魏使たちの名前はこれ迄、姓を持たない倭人の名前であると考えられてきた。だがそれらは殆どが魏の皇帝が出した詔書に記録されており、正式に名乗られた本名か、さもなくば倭での名前を中国風に言い換えて名乗っていたものかのどちらかであろう。しかし後者ならば、国の支配層にしながら日本書紀や古事記に彼らの倭人風のそれらしき名前が全く見出せないことは、この推測が当たっていないことを示す。卑弥呼は「日御子」を中国風に換えたものという説もあるがそれでは固有名詞とはいえない。前者と考えたならばどういふことがいえるであろうか。本報告は彼らの名前を以下のように中国風の姓として考えてみた場合の試論である

〈女王〉卑弥呼 臺与 〈遣魏使〉難升米 牛利 伊声耆 掖邪狗 載斯 烏越
つまり「卑・臺・難・牛・伊・掖・載・烏」の八つが中国風の姓ではなかったかという観点でみてみたい。

【卑】卑榭（言偏、春秋）卑躬（漢）卑衍（公孫淵の配下大將軍）【臺】五帝の一人少昊の裔孫に臺駘という者がおりその子孫が臺氏を始めた。臺冬（漢）臺産（晋）臺卿・臺崇（後漢）。臺駘の子孫の国として似（女偏）国がある。周代に至って山東へ東進した。漢書地理志は越について「その君禹後、文身断髪、以て蛟龍の害を避く」といい、史記呉世家は呉の風俗を説いて「太伯仲雍、二人乃文身断髪、示不可用」と述べ、文身断髪が水と龍に関係ある事を説いている。越と同じ風俗をもつ呉は同一種族であろうか。【難】中国四村にだけ残る最少数姓難は河南省で発掘された石碑に記す三国時代鮮卑族指導者難楼の子孫。韓国にいる難姓の人々は韓国文化観光省が難姓鮮卑人が朝鮮半島に移住し現在に至ると見做す。

【牛】周代宋の創始者微子の後裔で司寇牛父の子孫がこの姓を伝えた。牛談（春秋・晋）牛畜（戦国・趙）牛缺（戦国・秦）牛牢・牛邯（後漢）【伊】上古五帝の一人帝堯(BC2255)は生後伊長孀家で養育され伊姓となる。伊手（殷初）伊手（夏）伊耆（周）伊椎・伊嘉（漢）

【掖】春秋時代に萊国（現山東省掖県）に掖姓がある【烏】烏曹（上古）烏枝鳴・烏余（春秋・齊）烏存（春秋）烏保（秦）烏延（漢）烏林（漢～魏・曹操側近）、烏干（百濟建国始祖温祚の元勳）烏伊（高句麗始祖朱蒙の時代）烏含（新羅）【載】載徳・載聖（漢）因に「烏孫族の支配層系譜」に難・烏・伊・卑がみえる。

以上の中国風姓を倭人が名乗っていて、彼らを所謂渡来系弥生人とすればこれをどう解釈すれば良いか。この問題を解く前に以前に後漢書東夷伝の倭国王師升（107年）の師姓を中国姓と疑い大陸からの渡来人が玄界灘沿岸の伊都国王に君臨した可能性を追究した吉田孝『日本の誕生』1997年、に触れる。なお師姓は周朝の周伊の子孫が伝来。帥の原姓は師。

附一 江蘇省（春秋時代の呉、文身断髪風の風習）発掘の人骨が福岡県太宰府一帯で発掘の人骨と同じ部族の者である事が証明されたと公表（1999年東京国立博物館江南人日中共同調査団）。また江南地方から稲作技術を我国に齎した集団は分子人類学でのY染色体ハプログループ o1b2 に属しその人骨のDNAが北九州の弥生人骨のDNAと一致する（2009 崎谷満）。

附二 稲作は長江中流域洞庭湖付近で始り下流域河姆渡(7 千年前) に伝わる。稲作技術は宗教的呪術と不可分。早期の稲作民は太陽信仰を持っていた。稲作技術は渡海し九州へ。肥前風土記に女性首長が多くみられるのは太陽信仰と関係か。卑弥呼の存在と併せ考え。

附三 稲作と共に伝来の青銅武器は全国で 1500 本出土、その半数は九州、奈良は 2 本出土。

附四 浦島伝説は中国「洞庭湖の龍女」と、海幸山幸神話は江南の「化け鯰」と構成が酷似。

附五 新撰姓氏録(平安期)の松野連は呉最後の王夫差の子孫と記す。松野氏は菊池市現住。越との戦いに敗れ東シナ海上に逃れ日本にきた可能性がある。